

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（児童家庭課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 テレホンクラブ等営業所に係る届出書の様式について定めることとした。  
(第二条の二関係)
- 二 テレホンクラブ等営業の禁止区域に係る施設について定めることとした。  
(第二条の三関係)
- 三 自動販売機による利用カードの販売に係る届出書の様式について定めることとした。  
(第二条の四第一項、第三項関係)
- 四 利用カードの自動販売機に表示する事項について定めることとした。  
(第二条の四第四項関係)
- 五 図書類の自動販売機等に表示する事項として新たに自動販売機等の設置場所

## 規 則

- の提供者に係る事項を加えることとした。(第二条関係)
- 六 立入調査等を行う職員等の身分証明書の様式について定めることとした。  
(第三条関係)
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 八 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第二号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十六年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(図書類の自動販売機等の設置の届出等)」に改め、同条第一項中「販売の届出」を「図書類の自動販売機等の設置の届出」に、「販売届」を「設置届」に改め、同条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「販売」を「販売等」に、「及び氏名」を「氏名及び電話番号」に、「及び代表者の氏名」を「代表者の氏名及び電話番号」に改め、同項第二号及び第三号中「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、同項中同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)  
 第二条の次に次の三条を加える。

(テレホンクラブ等営業所の届出)

第二条の二 条例第十七条の三第一項の規定による営業所の届出は、様式第四号による営業届を提出して行うものとする。

2 条例第十七条の三第二項の規定による変更の届出は、様式第五号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第十七条の三第二項の規定による廃止の届出は、様式第六号による廃止届を提出して行うものとする。

(多数の青少年が利用し、又は集合する施設)

第二条の三 条例第十七条の四第一項第七号の規則で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

一 鳥取県立童謡館

二 鳥取県立大山青年の家

三 鳥取県立鳥取少年自然の家及び鳥取県立船上山少年自然の家

四 鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館

五 鳥取県営屋内プール

六 鳥取県立倉吉体育文化会館

七 鳥取産業体育館及び米子産業体育館

八 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第六号に規定する隣保事業を行うために市町村が設置する施設

九 市町村が設置する施設(前号に掲げる施設を除く。)のうち、知事が当該市町村長と協議して指定するもの

2 知事は、前項第九号の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第一項第九号の規定による指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第二条の四 条例第十七条の八第一項の規定による販売の届出は、様式第七号による販売届を提出して行うものとする。

2 条例第十七条の八第二項の規定による変更の届出は、様式第八号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第十七条の八第二項の規定による廃止の届出は、様式第九号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第十七条の八第三項において準用する条例第十二条の二第三項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 利用カードの販売を業とする者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

二 自動販売機の設置場所

三 自動販売機の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

四 販売の開始年月日

第三条中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に、「様式第四号」を「同条第一項に規定する職員にあつては様式第十号の、同条第二項に規定する知事が指定した者にあつては様式第十一号」に改める。

第四条中「様式第五号」を「様式第十二号」に改める。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

職 氏 名 様	年 月 日
届出者 住所 氏名 電話番号	Ⓔ
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、) (名称、代表者の氏名及び電話番号)	
図 書 類 の 自 動 販 売 機 等 の 設 置 届	
図書類の自動販売機等を設置するので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
自動販売機等の種類、型式及び製造番号	種類 ( 1 自動販売機 ) 2 自動貸出機 ) 型式 ( ) 製造番号 ( ) )
設 置 場 所	市 町 村 番地
設 置 場 所 の 者	住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
設置予定年月日	
収納図書類の種類	1 書籍、雑誌 2 録画テープ 3 その他 ( )
添付書類	1 届出者の住民票の写し (法人にあつては、当該法人の登記簿の謄本) 2 自動販売機等の設置場所及びその付近の見取図 3 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類

様式第2号 (第2条関係)

職 氏 名 様	年 月 日
届出者 住所 氏名 電話番号	Ⓔ
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、) (名称、代表者の氏名及び電話番号)	
図 書 類 の 自 動 販 売 機 等 の 設 置 届 出 事 項 変 更 届	
図書類の自動販売機等の設置届出事項を変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第2項の規定により次のとおり届け出ます。	
自動販売機等の種類、型式及び製造番号	種類 ( 1 自動販売機 ) 2 自動貸出機 ) 型式 ( ) 製造番号 ( ) )
設 置 場 所	市 町 村 番地
変 更 事 項	届出事項 変更(予定) 年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更内容	
注	変更事項が複数あるときは、変更事項ごとに別葉とすること。
添付書類	1 変更事項が自動販売機等の設置場所の変更であるときは、変更後の設置場所及びその付近の見取図 2 変更事項が設置場所の提供者に係るものであるときは、自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名

電話番号

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称、代表者の氏名及び電話番号)

図 書 類 の 自 動 販 売 機 等 の 廃 止 届

図書類の自動販売機等を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第2項の規定により次のとおり届け出ます。

自動販売機等の種類、型式及び製造番号	種類(1 自動販売機) 型式( )	2 自動貸出機) 製造番号( )
設置場所	市 町 村	番地
廃止年月日		

郵便番号

□□□□-□□

住 所

氏 名

櫻井謙田中士「殿」や「様」

要請者

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

「要請者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称、代表者の氏名及び電話番号)

- 1 書籍
- 2 雑誌
- 3 図画
- 4 写真
- 5 フォトリム
- 6 録画テープ
- 7 録音テープ
- 8 映画
- 9 演劇
- 10 演劇
- 11 その他

写真 5レコード  
8 フォトリム  
( )

「  
1 書籍 2 雑誌 3 図画 4 写真 5 フォトリム  
6 録画テープ 7 録音テープ 8 映画 9 演劇  
10 その他 ( )  
」

「11その他」や「10その他」に改め、同様式中備考を注し、

同様式を様式第十二号とする。

様式第四号を次のように改め、同様式を様式第十号とする。  
様式第4号（第3条関係）

（表）

第 号	立 入 調 査 員 証 明 書
写 真	所 属 名 氏 職 名 氏
<p>上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第22条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 <span style="float: left;">印</span></p>	

（裏）

鳥 取 県 青 少 年 健 全 育 成 条 例 (抜すい)

(立入調査等)

- 第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、書店、テレホンクラブ等営業に係る営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。
- 2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者にテレホンクラブ等営業に係る営業所又は利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第十号の次に次の一樣式を加える。  
様式第11号（第3条関係）

（表）

第 号	立 入 調 査 員 証 明 書
写 真	所 属 名 氏 職 名 氏
<p>上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第22条第2項の規定により立入調査等を行う者であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 <span style="float: left;">印</span></p>	

（裏）

鳥 取 県 青 少 年 健 全 育 成 条 例 (抜すい)

(立入調査等)

- 第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、書店、テレホンクラブ等営業に係る営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。
- 2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者にテレホンクラブ等営業に係る営業所又は利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (罰則)
- 第26条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。
- 6 二 第22条第2項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第三号の次に次の六様式を加える。  
様式第四号 (第2条の2関係)

職 氏 名 様	年 月 日
届出者 住所 氏名 電話番号	④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号)	
テレホンクラブ等 営業の開始届	
テレホンクラブ等営業を開始するので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
営業所の名称	
営業所の所在地	市 郡 町 村 番地
営業所の電話番号	
営業形態	1 個室型 2 ツーンショットダイヤル 3 伝言ダイヤル 4 その他 ( ) (営業の形態が「2」又は「3」のときは、当該営業に使用する装置について記入すること。) 機種 種 ( ) 製造番号 ( )
利用カード販売の有無等	有 無
営業開始予定年月日	(「有」の場合、利用カードを業として販売する者について記入すること。) 住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
添付書類	1 届出者の住民票の写し (法人にあつては、当該法人の登記簿の謄本) 2 営業所の平面図及びその付近の見取図 3 営業所の所在地の使用に係る権原を証する書類

様式第五号 (第2条の2関係)

職 氏 名 様	年 月 日
届出者 住所 氏名 電話番号	④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号)	
テレホンクラブ等営業の開始届出事項変更届	
テレホンクラブ等営業の開始届出事項を変更したので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。	
営業所の名称	
営業所の所在地	市 郡 町 村 番地
変更事項	届出事項 変更年月日
変更内容	変更前 変更後
注	1 「営業所の名称」欄には、営業の形態がツーンショットダイヤル又は伝言ダイヤルのときは、当該営業に使用する装置等の機種及び製造番号を記入すること。 2 変更事項が複数あるときは、変更事項ごとに別業とすること。 添付書類 変更事項が営業所の所在地の変更であるときは、変更後の営業所の平面図及びその付近の見取図を添付すること。

様式第6号 (第2条の2関係)

職 氏 名 様	年 月 日
届出者住所氏名	
電話番号	①
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、) 名称、代表者の氏名及び電話番号)	
テレホンクラブ等営業の廃止届	
テレホンクラブ等営業を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。	
営業所の名称	
営業所の所在地	市 郡 町 村 番地
営業所の番号	
営業形態	1 個室型 2 ソーシヨットダイヤル 3 伝言ダイヤル 4 その他 ( ) (営業の形態が「2」又は「3」のときは、当該営業に使用する装置について記入すること。) 機種種 ( ) 製造番号 ( )
営業廃止日	

様式第7号 (第2条の4関係)

職 氏 名 様	年 月 日
届出者住所氏名	
電話番号	①
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、) 名称、代表者の氏名及び電話番号)	
自動販売機による利用カードの販売届	
自動販売機により利用カードを販売するので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の8第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
自動販売機の型式及び製造番号	型式 ( ) 製造番号 ( )
設置場所	市 郡 町 村 番地
設置場所の者	住所氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
販売開始予定日	
販売開始月	
販売開始年	
添付書類	
1 届出者の住民票の写し (法人にあつては、当該法人の登記簿の謄本) 2 自動販売機の設置場所及びその付近の見取図 3 自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類	

様式第8号(第2条の4関係)

職 氏 名 様	年 月 日
届出者 住所 氏名 電話番号	④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号)	
自動販売機による利用カードの販売届出事項変更届 自動販売機による利用カードの販売届出事項を変更した(する)ので、鳥取県青 少年健全育成条例第17条の8第2項の規定により次のとおり届け出ます。	
自動販売機の 型式及び製造 番号	型 式 ( ) 製 造 番 号 ( )
設 置 場 所	市 郡 町 村 番 地
変 更 事 項	届 出 事 項 変 更 ( 予 定 ) 年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更内容 変更事項が複数あるときは、変更事項ごとに別葉とすること。 注 添付書類 1 変更事項が自動販売機の設置場所の変更であるときは、変更後の設置場所及 びその付近の見取図 2 変更事項が設置場所の提供者に係るものであるときは、自動販売機の設置場 所の使用に係る権原を証する書類	

様式第9号(第2条の4関係)

職 氏 名 様	年 月 日
届出者 住所 氏名 電話番号	④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号)	
自動販売機による利用カードの販売の廃止届 自動販売機による利用カードの販売を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例 第17条の8第2項の規定により次のとおり届け出ます。	
自動販売機の 型式及び製造 番号	型 式 ( ) 製 造 番 号 ( )
設 置 場 所	市 郡 町 村 番 地
廃 止 年 月 日	

附 則  
この規則は、平成九年四月一日から施行する。